

令和3年

第5回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和3年3月15日（月）
開会 14時01分 閉会 16時19分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

- 第5号議案 県立学校教職員の人事について
- 第6号議案 福岡県指定文化財の指定等について
- 第7号議案 福岡県文化財保護大綱について
- 第8号議案 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第9号議案 福岡県立学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則の制定について
- 第10号議案 令和3年度福岡県教育施策実施計画の策定について

2 協議

- (1) 事務局等職員の人事について
- (2) 県立学校事務職員の人事について
- (3) 県立学校長の人事について
- (4) 市町村立学校長の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 木原茂、教育監 寺崎雅巳、教育総務部長 上田哲子、
教育振興部長 日高公德、総務企画課長 松永一雄、財務課長、後藤元、
教職員課長 田中直喜、施設課長 池松峰男、文化財保護課長 綾部耕士、
高校教育課長 井手優二、義務教育課長 塚田淳、特別支援教育課長 日高吉三郎、
人権・同和教育課長 中山克利、体育スポーツ健康課長 鶴英樹、
社会教育課長 富松文夫 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【城戸教育長】

ただ今から第5回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日の案件につきましてはお手許に配布している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<宮本委員が挙手>

【宮本委員】

第5号議案及び協議(1)から協議(4)までは人事に関する案件であり、第6号議案は個人情報を含む案件ですので、非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、宮本委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開に賛成の方は挙手をお願いします。

<全員が挙手>

【城戸教育長】

賛成全員でございますので、第5号議案及び第6号議案、協議(1)から協議(4)までにつきましては非公開といたします。他にはございませんでしょうか。

<なし>

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公開の発議の確認を終わります。

本日の会議の審議順ですが、都合により非公開案件から先に審議をさせていただきます。

よって本日の会議はまず非公開にて協議(1)から協議(4)まで、第5号議案及び第6号議案を審議した後に、公開にて第7号議案から第10号議案までを審議することといたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開審議となります。一旦御退席いただきますようお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○協議（１）事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、協議を行った。

○協議（２）県立学校事務職員の人事について

県立学校事務職員の人事について、協議を行った。

○協議（３）県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、協議を行った。

○協議（４）市町村立学校長の人事について

市町村立学校長の人事について、協議を行った。

○第５号議案 県立学校教職員の人事について

県立学校教職員の処分について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第６号議案 福岡県指定文化財の指定等について

福岡県指定文化財の指定等について、審議の結果、原案どおり可決した。

<以降公開審議となった>

【城戸教育長】

審議を再開いたします。第７号議案「福岡県文化財保護大綱について」を綾部文化財保護課長お願いします。

○第７号議案 福岡県文化財保護大綱について

【綾部文化財保護課長】

資料を御覧ください。

<綾部文化財保護課長が資料に沿って説明>

【綾部文化財保護課長】

本日議決いただきましたら、県のホームページに公開し、市町村、関係機関へ配布を行い本県の文化財保護の充実を推進していきたいと考えております。今後は本大綱を基に市町村が地域の文化財を生かし、風土づくりとなる文化財保存活用地域計画の策定の取組に、私たちが支援を行うなど、市町村とともに文化財保護に努めてまいります。説明は以上でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

それでは本議案について御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

概要版の3ページに文化財の活用と記載されていますが、審議会は具体的にはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

【綾部文化財保護課長】

文化財保護審議会の中での活用については、従来どおり教育普及、公開などの御意見が多いのが現状でございます。ただ、文化財の活用については、文化庁も力を入れており、今後は市町村が文化財保存活用地域計画を作成し、その中で市町村とともに私たちは現場で支援していくということで、保護審議会とは共通認識をしているところでございます。

【堤委員】

文化財に指定された場合には、個人所有のものは納税の優遇措置等があるようですが、その逆で所有者に義務も発生するのではないかと思います、教えてください。

【綾部文化財保護課長】

個人所有のものが文化財に指定された場合には、日常的な管理に県の指導が入ります。文化財に指定されているものを現状と違う形に変更する場合は、県に報告をいただき、県の許可が必要となります。そこに、県からの予算等の支援が行われます。

【堤委員】

所有がどちらなのか分からないことがあるのでしょうか。補助金がでると、それに対して、一定のしぼりが発生する、そのような考え方でよろしいのでしょうか。

【綾部文化財保護課長】

考え方としては、所有はそもそも個人のものでありまして、そこに県の指定あるいは国の指定の冠がつくとそこに県や国からの支援が入ります。もちろん支援する以上は、そこに規制が入る、というシステムになります。

【堤委員】

そうすると、個人が、売却等を考え、指定を解除したいという場合は、可能なのでしょうか。あるいは、一定の年月以上経つ必要があるということがあるのでしょうか。

【綾部文化財保護課長】

指定を外すということは基本的には考えておりません。指定する際に、指定された場合のことも踏まえて御検討いただいております。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案について可決いたします。

続きまして第8号議案「福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を松永総務企画課長お願いします。

○第8号議案 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【松永総務企画課長】

第8号議案について説明させていただきます。

<松永総務企画課長が資料に沿って説明>

【松永総務企画課長】

説明は以上でございます。御審議の程よろしく願いいたします。

【城戸教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

不祥事防止ということですが、具体的にはどのように進めていくのでしょうか。

【松永総務企画課長】

これまでは、人事異動等の業務で学校訪問をしておりましたが、サービスの監察を主眼に学校に出向いたり、情報収集したりする点が今まで不足していたのだろうと考えて

おります。

服務監察監を設置することでその点を強化できるのではないかと考えております。

【宮本委員】

不祥事を起こすのは個人ですよ。各学校にチェックする機能があり、それを監督するほうがいいのではないのでしょうか。各学校でも何らかの取組はしているのですか。

【松永総務企画課長】

この他にも不祥事防止リーダーというものを各学校の校務分掌に位置付けて、学校が工夫しながら主体的に取組を促しております。なかなか難しい面はありますが、あるいはこの職を設置することによって不祥事が発生した場合に、チェックポイントなど見つければそれを整理して周知していくというような取組を総合的に行っていきたいと思います。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

職員数はどのくらいの規模を考えているのでしょうか。実際には啓発事業や研修、教育などを行うと思いますが、ほとんどはプライバシーに直結するため、聞き取りそのものも難しいのではないかと思います。その辺をどのように行っていこうとお考えですか。

【松永総務企画課長】

まずは、職員の人数につきまして服務監察監は課長級ですが、教職員課長及び人事管理主事2名ということで計3名となります。また服務監察員など事務を担当するものについては1名となります。なかなか状況の把握が難しく、不祥事は私生活の場面で起きることが多いので、どこまでプライバシーの関係で踏み込めるかが難しい課題ではあります。しかし、その中でも職場の中でもう少しアンテナを張っていればキャッチできることもあるのではないかと思います、できる範囲で情報収集をしていきたいと思っております。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については可決とさせていただきます。

続きまして第9号議案「福岡県立学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則の制定について」を松永総務企画課長お願いします。

○第9号議案 福岡県立学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則の制定について

【松永総務企画課長】

第9号議案について説明させていただきます。

＜松永総務企画課長が資料に沿って説明＞

【松永総務企画課長】

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

今までにハンコがもらえなくて手続きが遅れたことやできなかったことはありましたか。

【松永総務企画課長】

具体的には承知していませんが、例えばハンコがないので書類を提出し直す等のことはあったのではないかと思います。

【宮本委員】

期限内に間に合ったのですか。

【松永総務企画課長】

それで期限内に間に合わなかったということを承知はしていません。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【宮本委員】

最後まで押印が必要であるという書類が残るということですか。

【松永総務企画課長】

国の法改正が必要なものなどは国の制度改正を待つ必要がございます。それ以外の様式では全て見直しを行います。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

文化財保護の同意書等、もちろん筆跡鑑定等ないでしょうが、これによってトラブルは考えられないでしょうか。

【松永総務企画課長】

この様式だけを見ても本人確認がどうなのかという疑問が出てくるかと思いますが、手続きの中でのやりとり、その他資料の提出等で本人確認は可能です。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については可決とさせていただきます。

続きまして第10号議案「令和3年度福岡県教育施策実施計画について」を松永総務企画課長お願いします。

○第10号議案 令和3年度福岡県教育施策実施計画の策定について

【松永総務企画課長】

第10号議案について説明させていただきます。

<松永総務企画課長が資料に沿って説明>

【松永総務企画課長】

説明は以上でございます。本日議決をいただきましたら県議会での令和3年度当初予算の議決後に重点的に取り組む事業に予算額を追加させていただきたいと思えます。その上で施策の周知、推進に努めてまいります。御審議の程よろしく願いいたします。

【城戸教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【前田委員】

変更点について2点確認をさせていただきたいと思えます。9ページの子どもの運動習慣の定着について現状は48.4%、令和元年度を調べたところ50.2%でした。コロナ渦の状況でもっと下がるかと思いましたが、この状況についてどのようにお考えですか。もう一点は、変更点の23ページの1人1台端末が3クラスに1クラス分という意味が分からないので説明をお願いします。

【鶴体育スポーツ健康課長】

まず子どもの運動習慣の定着について、仰るとおり、令和元年度は50.2%、令和2年度48.4%です。これの主な理由といたしましては、例年5、6月にアンケートを実施いたします。今年度はコロナの関係で10月に実施をいたしました。小学校1年生から高校3年生の全ての児童生徒にアンケートを取っておりますが、大きく下がったのは高校3年生、中学3年生です。おそらく今年度は10月に取りましたので、2%弱下がったのではないかと考えます。これ以外の学年もコロナの影響で下がるのかと予想しておりましたが、それ以外のところは横ばいもしくは若干微増という形になりましたので、全体の2%につきましては中学校3年生、高校3年生の部活動の引退で受験に備えた、という回答が少し影響しているのではないかと考えます。

【池松施設課長】

タブレット型パソコンの件でございます。高等学校におきましては、県で整備するのが3クラスに1クラス分、つまり1/3です。全ての各県立学校の全クラスの1/3を整備します。以前、1人1台端末の整備と書かせていただいておりますが、1人1台というのはスマートフォンを活用した結果です。今回県として取り組む施策としては、3クラスに1クラス分の整備ですので、そのような形で修正いたしました。

【城戸教育長】

私用のスマートフォンを入れて1人1台端末という環境ですが、県で整備するのは

1/3ということです。

【池松施設課長】

小中学校については GIGA スクール構想で、1人1台これを全て国費で賄っています。高等学校については、GIGA スクール構想の対象外であり、地方交付税の財源で、3クラスに1クラス分を整備してくださいということもありますので本県も1/3、3クラスに1クラス分を整備するという考え方でございます。

【堤委員】

3クラスに1クラス分、1/3補助というと、10クラスや5クラスは割れないですね。

【池松施設課長】

全クラスの1/3ですが、御指摘のとおり学校によっては10クラス、5クラスで割り切れませんが、3学年かけると例えば1学年10クラスだと全学年で30クラスになり、3で割り10クラス分整備することになります。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【宮本委員】

10ページの健康教育の充実について、今コロナの関係で換気をしなさいとか、トイレは蓋を閉めて流しなさいとか、また、健康教育という観点だけではなくて抗カビや地震に強い家づくりなど住に関する指導もこれからは重要ではないかと思えます。住について基本的な考えができるように教育していくことがこれから必要になると思えます。

【塚田義務教育課長】

家庭科や生活科で住環境に関する指導は従来からなされていますが、今お話があった換気やトイレの話は、教科指導に限らず生活上の指導としてもなされています。「住育」という概念まで行っていないのが現状です。それぞれの教科指導や生活指導の中で単発的にやっているのが現状です。

【宮本委員】

今の社会を反映したこととしてもう一点あります。43ページの主な取組・事業の男女共同参画教育の推進について、これについて「男女共同参画教育指導の手引」があるとありますが、調べると平成23年にできたものしかないようです。今後もう一度改定

版を出す予定があるのかお伺いしたいです。

【塚田義務教育課長】

直近では、平成31年3月に改訂しておりますが、現時点では具体的に改定の計画があるわけではございません。しかし、手引の類は社会情勢の変化に応じて必要なタイミングで改正をしていくべきかと思っておりますので、もう一度読み直してみようと思います。

【宮本委員】

手引の「はじめ」に、というところに「第3次男女共同参画基本計画」となっていますが、今は第5次もでており、あまりにも遅れていると思っておりますので、よろしくお願ひします。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【宮本委員】

15ページについて、家庭・地域と連携した規範意識育成の指標について、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合の現状値が中学校は10%にも満たないようです。実際にどのようなことをやっているのでしょうか。昼間にあっても行けない保護者も多いと思います。

【塚田義務教育課長】

この事業は、各学校で学習会を実施するための謝金を補助している事業でございます。各学校の課題に応じて、専門家やアドバイザーに来てもらって講演をしてもらうのですが、ネットトラブル、ネットモラル、ネットリテラシーの指導や薬物に関する遵法意識を学ぶ講演を実施している学校が多いです。御指摘のとおり、どうしても子供たちにむけて行う会となりますと、平日の日中に時間を設定しますので、保護者の参加が困難であることが課題です。

【宮本委員】

生徒と保護者一緒に受けるのですね。

【塚田義務教育課長】

はい。メインは生徒なのですが、ネットとの付き合い方や法規範というものは家庭での指導も大事ですので、保護者にも聞いてもらうという趣旨でこのような事業となっ

ております。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

ICTについて、ICTの導入は大賛成ですが、2/3の生徒が自分のスマートフォンを学校に持ち込むことが前提となると、いよいよ学校でも家でもずっと画面を触っているという状態が生じかねないと思います。大人でも丸一日スマートフォンから離れるということが厳しい傾向があります。こうなった以上、スマートフォンやタブレットからあえて離れて、紙で勉強する時間というものも意識的に大事にした方がいいのではないかと思います。スマホ脳という本もベストセラーとなっていますが、その辺りを危惧しています。よって、ICTに関しては時代の流れですから、完全に子供たちをスマホから離すという時間を学校でも意識的に作られるといいと思います。

【井手高校教育課長】

県立高校ではBYODという方針を持っておりますので、今委員が御指摘されるようなことは懸念されると思います。しかし、全ての授業でべったり使うということは想定しておりません。今までの対面授業の在り方とICTをうまく組み合わせて効果的な授業を行うことが理想であります。しかも授業でスマートフォンを使う時は、生徒が自由に何でもできるというわけではございません。先生の指導の下、必要最小限活用する、ということになります。しかし、御指摘のとおり、スマートフォンにふれあう時間が絶対的に増える、ということと、スマートフォンに対する警戒感のハードルが下がるという懸念がありますので、スマホやパソコンから完全に離れるという取組を研究しなければならないと感じております。

【城戸教育長】

デジタル教科書については、紙の教科書とデジタル教科書を併用する、紙の教科書をなくすということまでは行わない、という国の報告が出ておりました。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【宮本委員】

19ページについて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組むということで、令和元年度が20.8%で、3年ほどかけて令和4年度の目標値

を100%としておりますが、現状として、どの程度の学校でコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が行われているのですか。

【富松社会教育課長】

政令市を除く小中学校で申しますと、大体学校数が650校程度ありまして、そのうち400校程度で地域学校協働活動が取り組まれております。

【宮本委員】

コミュニティ・スクールはどの程度でしょうか。

【富松社会教育課長】

手元にデータがないので、後ほど御報告させていただきます。

また、低い数値になっているものですが、両方取り組んでいるということだけでこの数値が上がるものではありません。一体的に取り組んでいるということで、地域学校協働活動で、市町村教育委員会が任命する地域学校協働活動推進員がコミュニティ・スクールの協議会の中に入っている、そのような取組をしているところをこの数値として計上しております。そういった観点から見ると、そこまで取組が進んでいないということで若干低い数値となっております。

【宮本委員】

地域学校協働活動は、学校数が650校程度で、そのうち400校程度で行っているならば、6割程度ですね。両方やっているところが2割程度ということでしょうか。

【富松社会教育課長】

両方やりつつ、両方の取組にキーパーソンとして関わっている方、地域学校協働活動推進員は、両方の取組に関わっていただくことが、文科省もわたしたちも想定としており、そこまでの深い取組にはなっていないということです。

【宮本委員】

ではこの2割はしっかり取り組んでいるということですね。

【富松社会教育課長】

はい。2割はしっかり学校と連携されているということになります。

【宮本委員】

分かりました。

【城戸教育長】

これは、重点事業の中にあるのではないですか。

【富松社会教育課長】

重点事業といたしましては地域学校協働活動事業であり、社会教育課と義務教育課で令和4年度までに全ての小中学校での実施を目指すということで事業を組み、目標を設定しております。しかし、この指標は、もう一段踏み込んでおりまして、連携して取り組むということです。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決とさせていただきます。
本日の会議の議題は以上でございます。これで会議を終了いたします。

(16 : 19)